

令和8年度 第2回文京区地域福祉推進協議会障害者部会 議事録

日時 令和8年7月6日（月）午後2時00分から午後4時03分まで

場所 文京シビックセンター3階 障害者会館会議室A・B

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 現行障害者・児計画の実績報告について

【資料第1号】

(2) 次期障害者・児計画の主要項目と方向性（案）について

【資料第2号】

(3) 次期障害者・児計画の体系・事業（案）について

【資料第3号】

3 その他

<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 会長、内藤 マリ子 委員、山口 恵子 委員、武長 信亮 委員、泉田 信行 委員、
松岡 繁 委員、城處 彩 委員、大井手 昭次郎 委員、紺野 ひでこ委員、市川 敦 委員、
山崎 裕子 委員、向井 崇 委員、皆川 譲 委員、林 怜美 委員

欠席者

平井 基之 委員、平井 芙美 委員、若狭 佑子委員

<事務局>

出席者

野苅家幼児保育課長、野上保健対策担当課長、山岸教育指導課長、木内教育センター所長、
永尾障害福祉課長

障害福祉課長：それでは、時間になりましたので、ただいまより、令和8年度第2回文京区地域福祉推進協議会障害者部会を開会させていただきます。

まず初めに、本障害者部会の会長であります高山会長より、ご挨拶をお願いいたします。

高山部会長：それでは、今日もよろしくお願いいたします。お暑期中、ご参集いただきましてありがとうございます。

今日は、これまでの実績報告に加えて、次期の障害者・児計画の方向性、あるいはその体系ですね。このことを今日議論していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

障害福祉課長：それではまず、本部会の部会委員の変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

文京区肢体不自由児・者父母の会の城處様に住友委員の後任として、本部会の委員として、ご就任いただくこととなりました。

城處委員より、一言ご挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

城處委員：住友会長から引き継ぎ、本日から参加させていただきます城處と申します。よろしくお願いいたします。

本日は第1回の議論を踏まえての場になるかと思いますが、保護者の立場から日々の困り事や現場の声をお伝えし、よりよい支援体制づくりにつなげていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

障害福祉課長：城處委員、ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、平井基之委員、平井芙美委員、若狭委員の3名から欠席とのご連絡をいただいております。

泉田委員がまだ、お見えではありませんが、特に欠席のご連絡はいただいていない状況でございます。

次に、事前に送付しております資料の確認をお願いいたします。

まず、本日の次第。

資料第1号、文京区障害者・児計画実績報告書。

資料第2号、次期障害者・児計画の主要項目及びその方向性（案）。

資料第3号、次期障害者・児計画の体系・事業（案）になります。

以上が送付している資料でございます。

なお、資料第3号につきましては、資料送付後に一部修正がございましたので、修正後の資料第3号を本日席上配付しております。

高山部会長：ありがとうございました。

よろしいでしょうか。資料のほうですね。

では、本日の予定についても、事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、本日の次第をご覧ください。

2の議題としまして、まず、（1）現行障害者・児計画の実績報告について。

（2）次期障害者・児計画の主要項目と方向性（案）について。

（3）次期障害者・児計画の体系・事業（案）について。それぞれ事務局からご説明をさせていただきます、皆様からのご質問やご意見をいただきたいと思いますと考えております。

最後、その他としましては、議題以外の内容について情報共有等があれば、行いたいと考えております。

ご説明は以上です。

高山部会長：それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まず、第1の議題ですが、現行障害者・児計画の実績報告についてということで、これは3年ということでもありますので、今、令和8年ですから、令和8年、7年、6年から、この3年間の、そして、今までの進捗状況ということでご説明をお願いしたいと思います。

障害福祉課長：それでは、資料の第1号をご覧くださいければと思います。

こちらは、先ほど会長からお話ございましたように、現行の障害者・児計画である令和6年度から令和8年度までの計画について、75の計画事業を進行管理事業として、1年ごとに進捗状況の評価を行っていくこととしております。

時間に限りがございますので、いくつか主なものについて、ご説明させていただきます。

まず、7ページをご覧ください。ページ数は下段の真ん中に振ってあるページ数でご案内をさせていただきますと思います。

まず、7ページの上段、「移動支援」になります。前年度比で実利用者数は微増し、延べ利用時間数については前年度を大きく上回っております。

ヘルパー不足や時間帯ニーズの集中により、利用希望者が利用できていない状況は依然としてありますが、目標値を上回っております。

通学支援における車両支援の試行的導入は引き続き行います。

また、ヘルパーの確保につきましては、移動支援従事者養成研修を区内事業者に実施して

いただき、受講料の補助を継続していくとともに、訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策事業を実施してまいります。

次に、10ページをご覧ください。上段の「地域生活支援拠点の運営」になります。

地域安心生活支援事業における地域生活体験事業を、地域生活支援拠点に求められる五つの機能のうちの生活体験と位置づけたため、拠点機能は整備済となっております。引き続き関係機関連携をきめ細かに進めるとともに、生活体験の機能拡充に向け、新規事業の調整を進めてまいります。

11ページをご覧ください。上段の「グループホームの拡充」になります。

新規開設に向けた事業者からの相談に応じましたが、開設には至っておりません。

一方、旧アカデミー向丘跡地活用において、グループホーム整備に係る支援を行い、令和7年度分の整備費補助金を交付しました。整備費や開所費用等の補助制度の活用を図るべく、周知を行うことにより、引き続き、公有地、民有地を活用した事業者誘致を進めてまいります。

同じく11ページの下段、「共同生活援助（グループホーム）」になります。

前年度比で実利用者数は24名増加しており、目標値を超える実績となっております。グループホーム入居希望者が増加するとともに、近隣地域において、日中支援型グループホームが整備されるなどの状況が背景にあると考えております。

入居希望者は年々増加しているため、運営事業者や計画相談支援事業所と連携を図りながら、入居希望者に対して、必要な情報を提供するなどの支援を継続してまいります。

次に、14ページをご覧ください。上段のほうの「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」になります。

地域精神保健福祉連絡協議会において、長期入院者医療機関調査結果を報告し、意見交換を行っております。

今後は、長期入院患者の質的調査を進め、地域移行の推進と入院長期化予防に向けた方策を検討し、退院後の生活を支える地域づくりに関する議論を深めてまいります。

次に、17ページをご覧ください。上段の「地域活動支援センター事業」になります。

区内6か所で、障害特性に応じた創作活動や地域交流等の機会提供を行っております。大塚4丁目の地域活動支援センターぱれっとにおいては、営業時間を延長し、長期休暇中の放課後等デイサービス利用者も対象としております。

引き続き、利用者の現状に合わせた地域活動を行うことができるような支援を行ってまい

ります。また、日中活動系サービス終了後の時間帯に利用できる地域活動支援センターの拡充等を検討してまいります。

次に、19ページをご覧ください。「計画相談支援」になります。

計画相談支援事業所の新規開設もあり、計画作成者数は前年度比で増加となっておりますが、計画作成割合については目標値を下回り、前年度実績より減少しました。

新規、あるいは転入の障害福祉サービスの利用者数の増加により、計画相談支援の利用対象者数が増加傾向にある中、計画相談者数が増加しても作成割合が上がらない状況となっております。

サービス等利用計画を必要としている方にはつなぎの支援を行い、また現状セルフプランの方に対しては、その理由を確認し、望まないセルフプランの数の把握を進めてまいります。

21ページをご覧ください。「障害者基幹相談支援センターの運営」になります。

困難事例に係る障害者一人当たりの支援回数が増加したことなどにより、相談件数は約1,800件の増加となりました。また、重層的支援体制整備事業についても、支援会議等を通じて、関係機関と連携し、対応を進めております。

今後につきましては、拠点等コーディネーターを配置することで、関係機関連携をより一層図ってまいります。

あわせて、指定特定相談支援事業所連絡会や事例検討会の開催などを通じ、地域の相談支援体制の強化をより一層図ってまいります。

22ページをご覧ください。下段の「障害者就労支援の充実」です。

新規就労者は64名となり、企業実習や職業相談、就職準備支援を通じて、本人の希望や状況に応じた就労支援を進めることができます。

一方、離職者は53名となっており、就職後の職場適応、本人の体調や生活面の課題、配慮事項の整理不足などが就労継続に影響している状況も見られました。

令和8年度は、法定雇用率2.7%への引上げを踏まえ、求職者と企業の双方に対する支援を継続し、就労機会の確保と就労継続の両面から取組を進めてまいります。

次に、30ページをご覧ください。「児童発達支援センターの運営」になります。

支援を必要とするお子さんに対し、多職種による適切なアセスメントに基づく発達支援、家族支援を提供するとともに、在籍園や学校等、関係機関との連携の充実を図りました。

引き続き、支援を必要とするお子さんに対する高度な専門性に基づく支援を実施し、児童発達支援センターの機能強化を図ってまいります。

31ページをご覧ください。上段の「医療的ケア児支援体制の構築」になります。

医療的ケア児支援連絡会を2回開催しております。そのほか、「医療的ケアを必要とするお子様の生活に関する調査」を実施しております。

引き続き課題の整理、支援体制の構築や課題解決に向けた取組について検討してまいります。

32ページをご覧ください。上段の「障害児相談支援」になります。

計画作成者は22名増加したものの、計画作成者数と作成割合ともに、目標達成には至っておりません。作成割合に関しては、新規や転入の障害児通所支援等の利用児童数の増加に伴う対象者の増加により、昨年度実績より低下しております。

指定特定相談支援事業所の開設相談の際に、地域ニーズを伝えることにより、新規事業者の開設につながり、また、委託の相談支援事業所も今年度1事業所、開設をしております。希望する方がサービスを利用できるよう、利用ニーズを窓口等で捉え、着実に障害児相談支援事業所へつなぎの支援を行ってまいります。

また、相談対応格差が生まれないよう、指定特定相談支援事業所連絡会において、各事業所の課題の共有や連携体制の構築を図ってまいります。

同じく32ページの下段、「医療的ケア児在宅レスパイト事業」になります。

令和7年度より、年度の利用時間を288時間に引き上げ、派遣先に学校等を追加したことにより、申請者数に増減はないものの、実施利用回数が増加しております。引き続き、保健師や関係機関と連携を図り、事業の周知に取り組んでまいります。

39ページをご覧ください。「障害児通所支援事業所の整備」になります。

主に重症心身障害児、または医療的ケア児以外の障害のあるお子さんが通所する「児童発達支援事業所」や「放課後等デイサービス事業所」が、昨年度、4か所開設しております。整備費や開所費用等の補助制度の活用を図るべく、事業者に対して周知を行うとともに、引き続き、公有地、民有地を活用した事業者誘致を進めてまいります。

最後に41ページをご覧ください。「放課後等デイサービス」になります。

実利用者数や延べ利用日数は前年度比で大幅に増加しております。保護者の方の就労による利用ニーズが継続して高まっていることや、それに伴い、新規開設の区内、近隣区の事業所数も徐々に増えていることが要因として考えられます。

利用希望者数が増加し続けているサービスになりますので、今年度以降、あるいは次年度以降も利用者のニーズや事業所の運営状況について、丁寧に把握していく必要があると考え

ております。その上で、事業所との連携を図り、相談支援事業への情報共有を行うなど、利用希望をされる方が支援を受けられるよう、引き続き提案を行ってまいります。

議題1のご説明は以上となります。

高山部会長：ありがとうございました。

75の事業があるんですね。それを全部ということではなくて、今、特徴的なところを説明いただきましたけれども、これがベースになって、次の計画にもつながっていくということになりますので、何か今のご説明のところでご意見、まず、ご質問があればと思います。

大井手委員、お願いします。

大井手委員：細かいことですが、今ご説明があったときに、ページがちょっと狂っていたような気がするんですけど。

障害福祉課長：失礼しました。

大井手委員：39というのが38で、41と言われたのが40だったみたいなんですけど、それは私の間違いではなくて、ページが違いますよね。

障害福祉課長：申し訳ございません。ご指摘、恐縮でございます。ご説明のページが一部誤っていたようですので、訂正をさせていただければと思います。申し訳ございませんでした。

高山部会長：ありがとうございました。そうですね。

いいですか。まだ何かありそうではないですか。

ほかにはいかがでしょうか。

山口委員：知的障害者（児）の明日を創る会の山口恵子です。

地域生活支援拠点の運営というところのご説明で。

高山部会長：何ページですか。

山口委員：10ページです。拠点の五機能のうちの生活体験を、今までやっていた地域生活体験事業を位置づけたというふうに説明がありましたけれども、元の事業は、どういう位置づけなんですか。

これは、前はたしか精神の方が対象であって、知的の方に対象を広げたということであれば、ちゃんと内容をきちんと知的の方にも周知していただきたいと思います。

障害福祉課長：ありがとうございます。

今、山口委員からお話がありましたように、こちらの事業はもともと精神障害の方を対象

にした地域安心生活支援事業ということで、生活体験や一時宿泊事業などを実施している事業になっておりますが、昨年度も一部知的障害のある方の受入れなどをしております。

ただ、施設の形態が、いわゆるアパートタイプの施設を使っているものになりますので、支援者が同じ空間にいて、支援をするという内容の事業にはなっていないため、知的障害のある方の支援に合うかどうかというところは、個々に見極めが必要だと考えております。

また、知的障害のある方を主に想定した体験事業としましては、令和9年度に旧アカデミー向丘跡地に開設する障害者施設で、主に知的障害の方を想定した地域生活体験の事業を実施する予定になっておりますので、そちらと併せて、区内全体のニーズに対応していきたいと考えております。

高山部会長：山口委員、よろしいですか。

山口委員：はい。

高山部会長：これは知的障害のある方にとっても、これから非常に大切になるようなことだと思います。

今、課長が言われたように、これは実は横浜市の事業だったんですよ。横浜市の自立生活アシスタント事業というのが先駆的にやっていて、これを国が、それをやろうということで全国に広がってきたわけです。

要するに単身のアパート生活をしている障害のある人たちのところに入って、そして、その生活を支えていくという、だから、それはアパート生活というのが中心なんですよ。グループホームはそこに世話人さんとかがいるから、これは入らないんですけれども、単身でアパート生活をしているような方々の自立生活を支えていく事業というのがあるんですね。

これはすごく大事なことだと思いますし、そういうところで生活する人を増やしていかなければいけないと思いますので、ここのところをぜひ追加を、と思いますね。増やしていけたらいいかなと思いますね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

城處委員：文京区肢体不自由児・者父母の会の城處です。

7ページの移動支援についてなんですけれども、通学支援における車両支援の試行的導入というのはどのようなことになるのでしょうか。

障害福祉課長：ありがとうございます。

基本的に移動支援は、通学支援も含めてになりますが、徒歩や公共交通機関を使って、障

害当事者の方の外出を支援するという事業になっており、特に都立の特別支援学校の高等部などの中には、送迎がない学校もありますので、そうしたニーズへ対応するために、一部車両での支援を認めているものになります。

ただ、基本的には、そうした限定的な運用になっておりますので、現在のところ、試行中になります。

ただ、昨年度、今まで区内に1事業所だけでしたが、もう1事業所増えて、区内の2か所で車両支援のサービスを提供している状況になります。

城處委員：ありがとうございます。

高山部会長：今の移動支援のヘルパーさんというのは、ガイドヘルパーを指すということでしょうか。

障害福祉課長：はい。

高山部会長：そうですね。はい。これもこの間、国は、入所施設はこのガイドヘルパーを入れなかったんですよ。要するに全部職員でやりなさいという形になっていたんですね。だから、職員が外出などもやりますよね。

しかし、国はオーケーを出したんですよ。出しているんです。もうオーケーを出しました。これは僕らがずっとやってきたことで、いわゆる全部職員が抱え込むのではなくて、外出のところは、ガイドヘルパーを入れられるという形をつくったんですが、入所施設で、そこかなんですが、国はオーケーを一応出したんだけど、それをやるかどうかは各自治体が決めるとなっているんです。だから、それをやるのは、だから、文京区はやるのかどうかという話になるし、もしリアンさんが、そういうことのニーズがあるような感じもありますので、何かここがつながってくるといいなとちょっと思って、これは今回のこととは違うんですけども。

だから、今、横浜は大きいですよ。横浜はガイドヘルパーはいっぱいいるんだけど、横浜市はこれを使わせてくれないんですよ。だから、財源の問題なども絡んできますけれども、ぜひこれは文京区は入所施設に使えるような形でやっていくと、それぞれまた新しい出会いができたりしますので、ここのところと同行、移動支援のところをちょっと検討していただきたいなと。これは今回の計画とは違いますけれども、押さえておいてくださいということですね。

ほかに。どうぞ。

松岡委員：すみません、質問なんですけれども。区民公募委員、松岡ですけれども、今おっ

しゃったのは外部ヘルパーですか。

高山部会長：ガイドヘルパー。

松岡委員：ガイドヘルパー、そういうのが別にあるんですか。

高山部会長：ガイドヘルパーというのは、いわゆる、例えば土日に電車に乗って。

松岡委員：こう、ぶら下げて。

高山部会長：ぶら下げているかどうかは分かりませんが、いわゆるヘルパーさんで、一緒に行ってくれるという、そういうようなガイドヘルパー。

松岡委員：ボランティア活動。

高山部会長：ガイドヘルパーという、いわゆるここに書いてありますように、研修を受けていただいた方になっていて、事業所がちゃんときちんと管理をしながら、リスクもありますからね、外出のところは。そういうことでヘルパーさんを活用して、いていただくという、外出のところに関わっていただく、このようなガイドヘルパー。

松岡委員：なるほど、分かりました。ありがとうございます。

それを今までは認められなかった。

高山部会長：今までは、別にいわゆる在宅の方であるとかの方には、別にガイドヘルパーは大丈夫だったんですが、入所施設は、入所施設でやりなさいという形に全部なっていたんですよ。

だから、入所施設の職員たちは生活支援もすれば、行事もする、そして、外出もすると、全部やらなければいけないという形になっていたところから、これは意思決定支援のところから出てきた考え方で、いろんな人との出会いが必要でしょうということにおいて、施設の職員だけではなくて、いろんな外出のところでヘルパーさんが入ってくれることによって、また新しい出会いが出てきて、そして、またその人の意思というものが育っていくのではないかという、そういう背景もあるんですね。

ですから、こういう入所施設の中でも違うサービスを利用できるというのは、すごく重要なことなんじゃないかなという、そういう意味でございますね。

松岡委員：分かりました。ありがとうございます。

高山部会長：今、文京区には、このガイドヘルパーの研修を受けた方というのはどれぐらいいるんですかね。

障害福祉課長：詳しい実績のほうを手元に持っていませんが、毎年60人から70人は研修を修了していらっしゃいます。

高山部会長：だから、研修を修了している、ほとんど区民の方が多いと思いますけれども、この人たちを活用していくことをしていけないといけませんよね、ということも含めて、これは通所、入所もそうですけど、入所にも門戸を広げていただきたいなと思いますね。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

城處委員：度々すみません。17ページの地域活動支援センター事業で、リアン文京における医療的ケア児の受入れも引き続き実施しましたとあるんですけれども、こちらはどのような事業になるのでしょうか。

高山部会長：どうぞ。

山崎委員：リアン文京の山崎です。

こちらの事業は日中の時間になるんですが、通常であれば、地域活動支援センターは夕方
のサービスとなっておりますが、日中医療的ケアの方は、今はリアン文京では定員4名とい
うことで登録をさせていただいた上で、職員と看護師を配置して、日中の療育等を行って
おります。大体9時から15時ぐらいまでの間で利用されております。まずは登録をしていただく
形の対応となっています。

城處委員：これは未就学児だけではなくて、就学児も入っていますか。

山崎委員：ちょっと対象を確認したいと思います。

城處委員：就学児で医療的ケアがあつたりする人が利用できるサービスはとても少ないので、
就学児も対象にしてもらえると助かるかなと。

障害福祉課長：ありがとうございます。

リアン文京の地域活動支援センターのマイポジションでの医療的ケアの必要なお子さんの
受入れについては、対象は小学校就学前のお子さんになっております。

今、城處委員のほうからお話がありましたように、確かに小学校就学以降の、医療的ケア
の必要なお子さんを受け入れられる場所、利用できる場所が少ないというのは、区としても
課題として認識しております。

中高生につきましては、今年度から区立の放課後等デイサービスのJOYとロードの2か所で、
利用予定の方がいらっしゃる日に、看護師をスポット的に配置して受入れを始めたところ
です。引き続き民間事業所も含めて、どのようなことができるのか、区としても考えてい
きたいと思っております。

高山部会長：向井委員、あれですか。カリタスはやっていますか。

向井委員：すみません。カリタスはやっていないです。

城處委員：今、区立の放課後等デイサービスでは、訪問看護師さんを派遣してというふうに進んでいるので、区立以外のところでも進んでいただけるとうれしいなと思います。

高山部会長：ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

松岡委員：19ページの計画相談支援で、先ほど対象者数が増えて、だけど、計画作成数は減ったというふうにご説明があったと思うんですけども、ちょっとすみません、この意味合いが分からなくて、これはいいことなんでしょうか、悪いことなんでしょうか。

障害福祉課長：ありがとうございます。

ご説明があまり正確にできていなかったかもしれませんので改めご説明しますと、19ページの計画相談支援に記載してありますとおり、令和6年度と7年度で上段の計画作成者数を見ていただきますと、902人から934人に32人増えているところではありますが、達成率としては、下段の計画作成割合をみますと、76%から73%に下がっています。

こちらは計画相談支援の対象となる、障害福祉サービスを利用される方の人数自体が増えていますので、新規に計画を作成した方よりも、それ以上に対象者の人数が増えていますので、パーセンテージとしては減少してしまったというような状況になっております。

良いか悪いかというところでは、やはり相談支援というのは、全てのサービスの基本になるところだと考えていますので、セルフプランという制度もありますが、どうしてもご自身がセルフプランで行いたいというような強い希望を持っていられる方以外については、基本的には計画相談支援を利用できるような体制を区としては整備していきたいと考えております。

松岡委員：分かりました。ありがとうございます。

高山部会長：これは要になりますね。これは子どものときからもうずっと続いていくものですから、やはりきちんと増やしていかなければいけないですし、セルフプランというのは自分で立てるから、いいような感じもするんですが、セルフプランだとモニタリングがないんですよ。

だから、計画を立てても、計画がうまくいっているかどうかというのは、皆、計画を立てた人たちと一緒にやるんですけど、セルフプランはモニタリングがないから、立てっ放しになってしまうんですね。だから、結局、その計画自体もそれがうまくいっているかどうか、チェックできない形になってしまうんですね。

だけど、これを入れないと、お金が出てこなくなりますからということで、なっているということなんですが、非常に悩ましいところもあるんですけども、ぜひこれは実績を上げていただくような形をどうするかと、次のことを考えていきたいなと思いますね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。今の件を含めて、次期のほうにうまくつなげていくような形にしていきたいと思いますので、今日は大きな方向性を決めていきますので、今のを踏まえて、またご議論いただきたいと思います。

では、次に移りたいと思いますが、次期障害者・児計画の主要項目と方向性についてということで、これも事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第2号をご覧くださいければと思います。

こちらの資料第2号が、次期障害者・児計画の主要項目及びその方向性の案になっております。こちらについてご説明させていただきます。

次期障害者・児計画の作成に当たっては、計画の柱となる主要項目として、五つの項目を設定しております。

まず、一つ目としまして、自立に向けた地域生活支援の充実。

二つ目が、相談支援の充実と権利擁護の推進。

三つ目が、安心して働き続けられる就労支援。

四つ目が、子どもの育ちと家庭の安心への支援。

五つ目が、ひとにやさしいまちづくりの推進となっております。

続きまして、それぞれの主要項目について具体的にご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

一つ目の主要項目である「（1）自立に向けた地域生活支援の充実」についてになります。

障害のある方が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性や生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのために、障害者の声に耳を傾け、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを捉えて、グループホームや通所施設等の整備を進めるなど、地域での生活の場を確保するとともに、障害の特性や状況に応じたサービスを的確に提供し、地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害のある方に対して、地域移行や地域

定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点を運営し、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図ってまいります。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行ってまいります。

次に、二つ目の主要項目である「(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進」についてになります。

障害のある方が生き生きと自分らしい生活を送るためには、障害のある方とそのご家族が障害福祉サービス等の必要な情報を適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切になります。

そのため、障害の特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる、障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害のある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害のある方の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切となります。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。

また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや、養護者への支援等を進めることにより、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、支援を行ってまいります。

次の2ページ目をご覧ください。

三つ目の主要項目である「安心して働き続けられる就労支援」についてになります。

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律が定める雇用率の引上げ等により、企業の採用意欲が高められてきた中で、障害のある方への支援だけでなく、就業先である企業への支援など、専門性の高い支援体制が求められています。

そのために、障害者就労支援センターを中心として、障害のある方、そのご家族、職場に

対する専門性の高い支援体制や、障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等、機能の充実を図ってまいります。

加えて、就業している障害のある方が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など、就労定着支援についても取組を推進してまいります。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図ってまいります。

四つ目の主要項目であります「子どもの育ちと家庭の安心への支援」についてになります。

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して、気軽に相談できる場や障害の早期発見、早期療育など、子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要となります。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者の方等への発達に関する助言指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ってまいります。

また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図ってまいります。

また、全ての子どもが地域で安心して過ごし、育つことのできる社会を目指すため、障害のあるなしにかかわらず、共に育ち合う環境を整えるとともに、様々な経験を共に分かち合うことで、障害や障害のあるお子さんへの理解を促進してまいります。

さらに、障害のある子どもの家庭の支援をより一層図るため、仕事と子育ての両立のための施策にも取り組んでいくとともに、就学しているお子さんに対しては生活能力向上のための必要な支援や、社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行ってまいります。

医療的ケアの必要なお子さんの支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように、障害のあるお子さんの支援の充実を図ってまいります。

最後に、五つ目の主要項目である、「ひとにやさしいまちづくりの推進」についてになります。

3ページ目になりますが、下線部は現行の障害者・児計画からの変更点になっております。

障害を含めた全ての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、三つの

バリアフリーを推進していく必要があります。三つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。

これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格を持つ施設や道路など、障害のある方を含む全ての人が安全、かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めてまいります。

次に、「心のバリアフリー」では、学校や職場などをはじめとする、地域における障害や障害のある方に対する理解を促進する取組を行ってまいります。

さらに、「情報のバリアフリー」では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び「手話に関する施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進してまいります。

このように、ハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」、「文京区手話言語条例」の趣旨も踏まえて進めていき、障害者が主体的に社会参加でき、心豊かな生活を送ることのできるノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指してまいります。

また、災害時や緊急事態に対応するため、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めてまいります。

あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害の特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害のある方に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害のある方への支援の充実を図ってまいります。

さらに、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させてまいります。

議題2のご説明は以上となります。

高山部会長：ありがとうございました。

五つの柱ということで説明いただきましたが、これというのは、前回とそう大きくは変わらないですね。

障害福祉課長：そうですね。こちらは、地域における障害福祉施策の根幹をなす部分だと考えておりますので、基本的には大きく変えることは考えておりません。

ただ、現状の課題や近年のニーズを踏まえて、一部修正等が必要な部分も出てくるかと思っていますので、そうした部分については、ぜひ皆様からご意見をいただければと考えております。

高山部会長：ということで、いかがでしょうか。

どうぞ、向井委員。

向井委員：放課後等デイサービス、カリタス翼の向井です。

4番の子どもの育ちと家庭の安心への支援ということに関して、一つ問題提起という形で、ちょっとお話しさせていただくと、4段落目のところに、生活能力向上のための必要な訓練や社会参加を促すための居場所づくりを行うことというふうに書かれてあって。

まず、訓練という言葉が、ひょっとしたら、ここで考え直す一つのタイミングなのかなと思うこともあって、訓練というと、ちょっと医療モデルだなという感じがするんですよね。

やっぱり社会モデルということを考えていくと、ここというのは、いみじくも永尾課長が読まれているときに、必要な支援と読まれていたんですよね、実は。でも、僕は、そちらのほうが正しいような感じがして、やっぱり生活力向上のために必要な発達支援とかというような言葉が、やはり今は適切ではないのかなという感じがしています。

放課後等デイサービスができた2012年頃というのは、国からも放課後等デイサービスというのは訓練と居場所ですねと、よく言われていたんですよね。だけど、そろそろ社会モデルという考え方に立つと、ちょっと考え方を変えてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

高山部会長：重要なお指摘ですけど、どうでしょうか。

障害福祉課長：ありがとうございます。

私も事前に確認したつもりではありましたが、ちょうど今ご説明をされていて、気づきまして、今、向井委員のご指摘のとおり、ここは支援が正しいと考えておりますので、読み上げの際に訂正をさせていただいたところになります。

実際に、児童福祉法の放課後等デイサービスの規定の部分も改正で訓練から支援に変わっております。

資料第3号の計画事業の事業概要に関するご説明の中では、既に訂正させていただいておりますが、こちらの第4章も併せて修正させていただければと考えております。ありがとうございます。

高山部会長：では、ここは支援ということの方向性で。

これまでは、今向井委員が言われたように、指導、訓練、教育だったんですよ。これは上から目線というか、こういう関係が、だんだんそれが援助になってきて、援助も援助をする人、される人になってしまうので、今は支援なんですよ。

支援というのはサポーターということですから、サッカーのサポーターと同じ考えなんです。だから、そういう意味でも、だから、我々はサポーターで、ピッチの中心にいるのは障害のある方々でということで、アウェイをつくってはいけないという、ホームをつくっていくのだという、こういう考え方なので、支援の方向で考えて。

ほかに。

大井手委員。

大井手委員：明日を創る会の大井手ですけれども。

どこに入れていいかというのはあるのですが、比較的、知的障害の軽度の方というのが、就労とか、いろいろ頑張って働かれる場合に、やっぱり軽度であるがために、普通の人と同じように見なされて、誤解を受けるという事例が幾つか聞き及んでおりまして、やっぱりそういうところで、障害者の方を雇う側のほうの方々に、もう少しそういうこともあるという教育というのをもっと広くやってもらったほうがいいなというのがありまして、そういうのというのは、どこに入れてもらえばいいのかなと、ちょっと思いました。

障害福祉課長：ありがとうございます。

方向性の中で入れるとすれば、(2) 権利擁護の推進のところになるのか、それから、(3) 就労支援のところに入れるのかということになってくると、お話を伺っていて思ったところです。

実際、既に障害者差別解消法が施行されて、合理的な配慮も義務化されておりますので、やはり雇用主側の、障害、あるいは障害特性に配慮した環境づくりだったり、接し方だったり、支援の仕方が合理的な配慮として求められてくる部分になりますので、どのような形で盛り込めるかは一旦事務局でお預かりをさせていただければと思います。ありがとうございます。

大井手委員：よろしくお願いします。

高山部会長：ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

城處委員：まず、相談支援の充実という点なんですけれども、相談支援が充実しても、医療

的ケア児、重症心身障害児が利用できるサービスは、文京区は非常に限られていて、相談が計画策定だけで終わってしまっているというケースも少なくないと思います。サービス供給量を拡大するような計画も明記していただけたらうれしいです。

また、(4)の子どもの育ちと家庭の安心への支援というところなんですけれども、切れ目のない継続した支援を行うことが重要ですよというところで、ここは多分、この項目だと、18歳までの支援に限られてしまうのかなという気もしていて、18歳以降の支援についてもきちんと触れていただけたらうれしいです。

障害福祉課長：ご意見ありがとうございます。

次の計画事業の中で、障害のあるお子さんの利用する障害児相談支援のサービス提供体制の拡充が個別の計画に入っております。

また、切れ目のない支援は、今、城處委員からお話がありましたように、18歳まででも幾つかライフステージで変わっていく部分もありますし、18歳以降でもライフステージ、あるいはライフイベントでも変わってくる部分がありますので、そうしたところを念頭に置いて、計画を策定していければと考えております。

高山部会長：よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、今のご意見を、どうここに入れ込むことができるかどうかは考えていただくということと、また、入れ込めなくても、今のご意見を、いわゆる事業のところにどう落とし込んでいくか、みたいなところに結びつけていくというようなことで、この五つの方向性を承認していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この方向性で行きたいと思います。ありがとうございます。

次に、次期障害者・児計画の体系・事業（案）についてということで、これも先ほどの方向性と連動してきますけれども、具体的なところについてご説明をお願いしたいと思います。

障害福祉課長：それでは、資料3をご覧くださいと思います。

冒頭でご説明させていただきましたとおり、資料3号につきましては、本日、修正版を席上に配付をさせていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

それでは、次期障害者・児計画の体系・事業（案）についてご説明いたします。

事業につきましては、事前に関係部署に対して行った調査の回答や、国の指針に基づき、事業の新設、変更等を行っております。

計画の体系につきましては、まず、大項目となる主要項目があり、それにひもづいて小項

目、その下に計画事業がある形になっております。新設や変更等、現行の計画から変えている部分につきましては、下線等になっております。

また、表の左横のほう、成果目標の欄に丸がついているものは、次期計画に当たる第8期の障害福祉計画、または第4期の障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス等の提供体制に係る目標である成果目標に関する事業となっております。

また、その横の欄の進行管理欄に丸がついているものは、事業量の見込みについて、進行管理の対象予定とする事業となっております。他の分野別計画で進行管理の対象とする事業も含まれております。

本日は時間に限りがございますので、この障害者部会の中では、新設や変更のあった事業を中心に説明させていただきます。

なお、令和9年度から11年度までの計画事業量の見込みの案については、次回、8月に実施します第3回障害者部会において提示する中間のまとめにおいて、お示しする予定となっております。

それでは、具体的にご説明してまいります。

まず、2ページ目の1-1-9、「短期入所（ショートステイ）の整備」になります。区内の既存施設が不足していることを踏まえ、新規事業として計画に追加しております。

同じく2ページの1-1-13、「失語症者意思疎通支援事業」です。こちらは令和7年度より既の実施している事業となりますが、今回の計画で新規事業として追加しております。

同じく2ページ目の一番下、1-1-17、「日中一時支援事業」になります。こちらも令和8年度より新規で実施している事業となりますが、次期障害者・児計画については新規事業として追加をしております。

続きまして、3ページ目の1-1-20、「福祉タクシー/自動車燃料費助成」になります。

こちらは、福祉タクシー券、もしくは自動車燃料費助成のいずれか一つを選択できる事業になっているものになりますので、現行の計画ですと計画事業名が福祉タクシーとなっていたものの事業名を修正しております。

次に、4ページ、1-1-23、「地域生活支援拠点の運営」になります。令和8年度より新たに配置されました地域生活支援拠点等コーディネーターについて、事業概要に追記しております。

同じ4ページの1-1-26、「高次脳機能障害者等の支援体制の構築」になります。こちらは令和8年4月1日に、高次脳機能障害者支援法が施行されたことを踏まえ、高次脳機能障害者

等に対する支援について、計画に追加しております。

同じく4ページの1-1-27、「障害者・児の介護者支援の推進」になります。こちらは昨年度策定しました文京区若者計画に掲載した事業のため、次期障害者・児計画にも追加しております。

次に、6ページをご覧ください。1-3-2、「共同生活援助（グループホーム）」になります。こちらは障害者総合支援法の改正に伴い、事業概要を修正しております。

続きまして、7ページの1-4-2、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」になります。現状の事業内容を踏まえ、事業概要の修正を行っております。

同じく7ページの1-4-3、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」になります。こちらの地域包括ケアシステムの構築のために行っている三つの会議体について、事業概要に追記しております。

同じく7ページの1-4-4、「精神障害者の地域定着支援体制の強化」になります。現在の事業内容を踏まえ、事業概要の修正を行っております。

次に、9ページをご覧ください。1-7-2、「特別児童扶養手当の支給」になります。こちらは、これまで本計画に載せていなかった既存の国の手当の制度になりますが、障害のあるお子さんを対象とするものになっておりますので、次期障害者・児計画に追加をしております。

続きまして、11ページ、2-1-2、「計画相談支援」になります。国の基本指針による成果目標として、望まないセルフプランの解消が挙げられているため、事業概要の修正を行っております。

次に、13ページをご覧ください。

2-1-10、「地域安心生活支援事業」になります。こちらは事業の一部再編に伴い、事業概要を変更しております。

次に、15ページをご覧ください。

2-2-3、「市民後見人の養成および活動支援」についてになります。令和7年度より事業のほうを実施しておりますので、次期障害者・児計画から新規事業として追加しております。

次に、19ページをご覧ください。

3-3-2、「就労選択支援」についてになります。他の障害福祉サービス等にそろえるために、事業概要をより簡潔明瞭に分かりやすい内容へ修正しております。

次に、22ページをご覧ください。

4-4-1、「乳幼児健診」になります。令和8年度から5歳児健診が開始されておりますので、

事業概要に追記しております。

次に、23ページをご覧ください。

4-2-7、「障害児相談支援」になります。2-1-2の「計画相談支援」と同様に、国の基本指針による成果目標として、望まないセルフプランの解消が挙げられているため、事業概要の修正を行っております。

次に、24ページをご覧ください。

4-3-1、「児童発達支援」、4-3-2、「居宅訪問型児童発達支援」、4-3-3、「保育所等訪問支援」、後ほど出てきます26ページの4-3-14、「放課後等デイサービス」につきましては、児童福祉法の改正に伴い、事業概要を修正しております。

次に、28ページをご覧ください。

4-4-10、「ベビーシッター利用料助成事業」についてになります。こちらについても、既存の事業ではございますが、障害のあるお子さんに関するものとなっておりますので、次期計画の事業として追加しております。

最後に、31ページをご覧ください。

5-3-3、「手話に関するケーブルテレビ番組の制作」、5-3-4、「文京区声の広報・点字の広報発行」になります。こちらも既存の事業ではございますが、障害のある方に関するものとなっておりますので、次期計画の事業として追加しております。

ご説明については以上となります。

高山部会長：はい、ありがとうございました。

次期の計画の体系と事業案についてということで、追加したところを説明いただきましたが、いかがでしょうか。

どうぞ。武長委員。

武長委員：すみません。公募委員の武長です。よろしくお願いします。

7ページ目の1-4-2のところなんですけども、事業概要の現行というところから、5の案の事業概要のほうに文言の変更があったということでラインが引いてあって、先ほど、永尾課長から現在の事業内容を踏まえということだったんですけども、どういうことで変わったのかなという。

いわゆる、もちろん別に後退するわけがないので、発展的な意味で多分変えていると思うんですけども、その辺りどこがどんな意図で変わったのかということをご説明いただけたらありがたいなと思います。

保健対策担当課長：保健対策担当の野上です。

現在、精神障害の地域移行ということで計画的に事業を進めている中で、やはり医療機関さんとの連携が非常に重要ということが分かってまいりまして、以前からそれは必要なことだという考えでしたが、前回のこちらの部会で長期入院の方の報告を一部させていただきましたが、質的調査を6月から始めておりまして、やはり病院さんによって地域移行の考え方がすごく違うので、その辺りを盛り込みたくて医療機関との連携というところに入れさせていただいております。

武長委員：ありがとうございます。

医療機関とか地域相談支援事業所との連携というのは、先ほど、今の話だと必要性は理解していたけど、これまであまりやってこなかったという、そういうことですか。

保健対策担当課長：やってこなかったわけではないですが、今回かなり長期入院の病院の数を増やして丁寧に訪問をしていこうと考えております。その中でいろいろな考え方の病院さんがいらっしゃるの、今まで訪問したことがない病院にも丁寧に説明をしていくというところに入れさせていただきました。

武長委員：ありがとうございます。より充実させていこうというみたいなことで、趣旨で入れたという理解でいいですかね。

保健対策担当課長：はい、おっしゃるとおりです。

武長委員：ありがとうございます。

あと、前回の5月7日のこの部会で、高山先生とか、僕とか、ほかの方とかから、いろいろご意見挙がっていたところの意向調査の結果をおっしゃっていたと思うんですけども、退院したくないと思っている人はいるわけないみたいな話を、高山先生がしていたと思うんですけども、この令和7年の意向調査、僕が改めて本編のやつを見返して、ダイジェスト版じゃないやつを見てきたんですけども、これは今回の事業にはどの辺りが反映されているというふうに理解すればよろしいでしょうか。

保健対策担当課長：今回、調査を行って、さらに移行を進めようというところで、やはり、今ご質問があった1-4-2と1-4-3ですね。地域包括ケアシステムの構築というところでも、やはり地域づくりというところで、長期入院の方が戻ってきたときに戻りやすい地域をつくるというのが一番の区のミッションかなと考えております。

あとは戻ってきた後にいうところで、1-4-4も今回の調査でいろいろな課題が見えてくるとお思いますので、そちらをもとに課題の整理をして施策につなげていけたらと考えており

ます。

武長委員：じゃあ、具体的な施策に反映させるという意味では、6月に開始する質的調査の内容も反映した上でこれから設定されていくという、こういう理解でよろしいですかね。

保健対策担当課長：はい。

武長委員：分かりました。

あと、すみません。ちょっと追加なんですけど、長期入院患者の地域移行の話、多分前期とかもさせていただいていたんですけども、何か取組を進めていただいているというご報告を前任の市川さんとかから聞いていたんですが、今どうなっているか、報告をいただいてもよろしいですか。

保健対策担当課長：7年度に2回目の長期入院者の数の調査、量的調査をしました。そちらで53名の方が都内、都外を含めて長期1年以上入院されているということが分かりました。

どこの病院に何人、どんな方が入院しているかということも分かってきましたので、先月から順次病院に質的調査ということで、その対象の方と病院さんへの説明を始めているところ です。

実際に始めますと、地域移行は、実はもう10年ぐらい計画的に取り組んできているので、大分進んでいるという認識ではありますが、非常に移行が厳しい方たちが残っているという実態が分かってきましたので、やはり本人やご家族への支援と、あと病院のご理解を得るところを中心、今後進めていかなければならないと考えております。

武長委員：その中で移行ができた方はいますか。地域移行できた方というのはいらっしゃるのかなと思って、前回のご報告をいただいてから。

保健対策担当課長：前回というのは、4年、5年の調査ということですよ。

武長委員：そうですね。

昨年度というか、この会議体の前期ですね。前期のときにご報告いただいた…。

保健対策担当課長：地域移行できた方もいらっしゃいます。

武長委員：分かりました。

53名、50人取り組んでいて残っているから、その方たちは地域移行が難しいんだよねというのが、ちょっとそうなのかなというのが、ちょっと僕、今疑問に思っていて。

なぜかという、病院との連携とか医療機関、地域相談支援事業所とかの連携というのも、これから個別、具体的に進めていきますという状況なので、うち3名の方が本当に地域移行できなくて、本当に困難ケースで残っているというのは、ちょっと一旦、この辺り検証して

みる必要があると思っています。

従前のやり方だと、退院させることができなかった人々というふうに捉え直していくべきなんじゃないかなというふうに、ちょっと思っている次第です。

ちなみに退院できた方というのは、高齢の方ですか、精神とか。最近のデータを見ると、結構高齢の方の長期患者の地域移行の話がよく話題に出てくるので、どういう属性の方々かちょっと伺いたいんですが。

保健対策担当課長：前回の調査で退院できた方が11名中6名いらっしゃいます。

年齢については、すみません、ちょっと詳細な内容は今すぐにお答えができないですが。

武長委員：そうしたら、地域移行の受入先はどちらでしたっけ。

保健対策担当課長：受入先は都内のグループホームと宿泊型自立訓練施設、あと救護施設にそれぞれ1名で、3名の方がそちらに退院しているというふうに聞いております。

武長委員：11分の6で、今それぞれ1名だと3名になっちゃうと残り3名は。

保健対策担当課長：残り3名は、すみません、ちょっと今の時点で、申し訳ありません、お答えができないですが。

武長委員：ありがとうございます。

退院者が増えればいいやと思っている感じに伝わるとちょっと嫌なんですけど、そういうことを言っているんじゃないということは、まず前提にお話させていただきたいんですけど。

どこに地域移行をするかは、結構僕の中で大事だと思っています、例えば高齢の方だからといって、例えば施設、特養とかにさっくり退院するとか、そういうことだとそれこそトランスインスティテューショナルライゼーションとか、社会的入院の横滑りみたいな話もありますけど、簡単にそういうところじゃなくて、さっきグループホームの名前も出ていましたけど、本当に本人が希望するようなところというのも提案して、そこに進めていただくということが、地域移行の質が結構大事かなと個人的には仕事をしながら思っているところで、その辺りが本当に充実できているかというところがちょっと僕の中では気になる場所なので、地域移行先というのも訪ねさせていただいた次第です。

その辺りをちょっと頑張ってほしいです。統計調査でも出ていますけど、地域調査でも出ていますが、高齢の方の割合がやっぱり49.1%とかなり多いんですよね、入院患者の年代が。

その中で認知症の方は全体の18.9%ということで、長期入院になっちゃっている高齢の方とかもなっちゃっている原因ですよね。その辺りからもどういうところが適用するかという

ところが変わってくると思うし、その方もずっと入院しているわけですから、どんなサービスがあって、どういう地域の中で自分が生きていけるかということを多分把握がなかなか難しい状況だと思うので、その辺りの提案とかも含めて、時間をかけて質が高いものをしていただけるように祈っておりますので、よろしくお願いします。

あと、結構病院への訪問は何か所も回って、かなりの中で行かれるのは大変だと思うんですけど、どういう人たちが回っているんですかね。ソーシャルワーカーとかですかね。

保健対策担当課長：回っているのは、うちの区の保健師と福祉職が2人1組で回っております。

理由といたしましては、やはり区の施策の実態を分かっているのが一番は区の職員なので、その辺りを踏まえて、どういうサービスがあれば退院ができるかというところを丁寧にご案内するために、そのように対応させていただいております。

武長委員：ありがとうございます。

すばらしいと思いますけど、なかなか人員的に厳しくないですかと思って、ちょっと心配にもなったんですけど。その辺り大丈夫そうですか。回れそうですか。

保健対策担当課長：今、2か所を回っていますが、正直かなり厳しい状態だという認識があります。本当にいろんな方がいらっしゃいますし、病院の理解というところもなかなか踏み込んでいくところが難しいので、そこは丁寧に進めていけたらと思っております。

武長委員：頑張ってください。応援していますので、よろしくお願いします。

保健対策担当課長：ありがとうございます。

高山部会長：貴重なやり取り、ありがとうございました。

53名という具体的な数字が出てきたのがよかったと思いますね。それに対して調査が始まっていくということですね。

あと知的障害も同じですよ。知的障害も、いわゆる区外施設、都外施設いますよね。100名近くおられると聞いていますけれども。

この問題は、また別の問題と絡んでくるのは、文京区に戻れないという理由が、また戻るのがグループホームが少ないというのが一つありますが、もう一つは、例えば精神障害の方々が文京区の中で生活保護を利用して、そして生活をするためにはアパート生活しなきゃいけない。そうするとアパートが環境がよくないという、いわゆる生活保護の基準では。

そして、またそこで生活すると、その環境が悪いことによってまた戻ってしまうというのが、この都市部の基本的な特徴なんです。これは港区も同じなんです。だから港区、文京区ではそういうような背景がありますよね。ですから居住のところをどうするのかは本当

に考えないといけないということですよね。

もう一つ、これが実は去年、私たちのゼミで、文京区と何かが都外施設のほうに行って知的障害の人たちの声をずっと聞いてきているわけです。そうすると「ふるさとに帰りたい」という声があるんですよ。そのときに、これが問題なんですよ。

さっき、サービス等利用計画の話が出ましたよね。これはその人の総合計画で、その人の意向を聞いてどうするかと考えなきゃいけないんですが、福島や青森や秋田にいる人たちというのは、向こうの人たちがサービス等利用計画を立てているんですよ。だから、文京区のことなんか全く分からないんですよ。社会資源も何も。

だから、都外施設にいる人たち、あるいは病院もそうかもしれませんが、都外施設にいる人たちは、その県だとか、その土地のところの人の相談支援事業所が計画立てていますから、文京区というところのイメージが全くないわけですよということが見えてきた。ここはポイントだと思っていて、だからここをどうするかは、これは文京区だけの問題ではなくて、東京都のほうにはなってくるんですけど、今度は文京区が先にそういうものをやっぱり、提言していくということができるようになってくるんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、こっちの本当は相談支援事業所の人を立てるということをして、その人の文京区との関係をきちんと、分かっているといけないんじゃないかなというところまできているという感じがしますね。ここは何かスルーしてきたというか、我々は何となくそこは分かっていたかもしれないと思ったので、この居住とやっぱり計画相談のところ、これがこっちに持ってこないといけないんじゃないかなと思いましたね。

こういうものはこの中にもありますね、相談のところがあります。居住もありますので、グループもありますので。これを連動させていくということですね。ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。

どうぞ。

泉田委員：公募区民の泉田です。ご説明ありがとうございます。

本日の資料ですが、資料第1号は計画の実績値が出てきて、これは事実。資料2号で、第4章の主要項目及びその方向性ということで、これは根幹的なものだから変わらないというお話がありました。資料3号については、記述について国のガイドラインによる指針の書きぶりが変わったから変わりましたということでした。ばらばらという言い方はよくないかもしれないですけど、3種類タイプの違うものが出てきているなと拝見しています。

前期の実績を踏まえて、来期の計画を考えるPDCAの発想のときに、まだ令和8年が終わっていないわけですけど、前期の計画をどう評価すべきかということがあります。それを議論する場がこの場だとおっしゃられると、意見を出すにはちょっと厳しいなと思うところもあります。そういう観点から、事務局としてどういうイメージで計画が進んできたかというサマリーですかね。資料第1号の数字じゃなくてサマリーみたいなものがあると、非常にいいのではないかと思うところですが、そこはいかがでしょうか。

特に、自分として気にしているのは、個別の事業が計画量超過とか、少ないけどニーズがあるとかは分かるのですが、全体として文京区の障害のある方が幸せになっていっているのかどうかみたいところ、個別にはいろいろあっても全体としてうまくいっているんだろうかというところの評価軸をどう見たらいいのかなというところがあるので、その点についてちょっと教えていただけますとありがたいです。お願いします。

障害福祉課長：はい、ありがとうございます。

大変難しいご質問をいただいたなと受け止めているところです。前回の第1回の会議の中でも、泉田委員からご質問があってやり取りをさせていただいたかと思いますが、調査項目が具体的にどういう項目だったかというのが少し出てきませんが、前回よりよくなったかどうかというところでは、比較的に前向きな回答の割合が多かったかなとは受け止めております。

個々個別の事業はあるわけですが、文京区の障害福祉施策全体としましては、今の現在の計画期間でのトピック的なところとしましては、例えば、条例として手話言語条例であったり、障害者の意思疎通促進の条例を新たに施行しまして、それに基づく、コミュニケーションの支援として遠隔手話通訳などの新しい事業を導入しております。

また、やはりニーズ、あるいはお困り度というところでのご意見として数多くいただいている社会資源の整備というところでは、18歳未満のお子さんについて申し上げますと、例えば放課後等デイサービス、今、区内に23か所ありますが、昨年度までの直近3年間で10か所新設されている状況になっております。また、18歳以降の方が日中に利用する施設についても、就労継続支援B型事業所が、昨年度、一昨年度と1事業所ずつ増えています。

先ほどの実績の中でもお話ししたとおり、グループホーム自体の新設はありませんが、現在、令和9年度に公有地を活用して、定員10人のグループホームの新設を進めているところですし、そちらの令和9年度に新設をされる施設が大塚4丁目の施設から移転した跡地に、

グループホームと短期入所の整備を検討しているところになりますので、そうした一つずつの取組を進めている状況でございます。

泉田委員：ありがとうございます。

もう1点だけ、これはコメントですが、インプットの部分はよく分かるのですが、アウトプットで。アウトプットというか、アウトカムというか、もしくは利用者さんとか家族の評価みたいところで、そんなに悪くないんだなというのは公表されている文京区のウェブサイトで者・児計画の数字を追うとわかるかと思います。例えば18歳未満のお子さんについて「成長や発達について不安がある」という数字は、平成28年から71.1、71.5、69.4、58.3と割合が下がってきています。

また、「将来について不安がある」という数字の36.1が平成28年です。令和元年のコロナより前の時期の10月ぐらいに調査していて、51.2とぽこっと上がっているんですけど、そこから46.3とか37.8みたいな形で着実に下がっている部分もあるので、いろいろな意見があるとは思いますが、調査に答えられている方については、そうやってちゃんと不安は解消されてきていると思います。実態としてご不便があるというご意見もあるかもしれないのですが、せっかく調査をしているので、PDCAのところできちんと自己主張していただいてもいいのではないかと思う次第です。

以上です。

高山部会長：ありがとうございます。

ちょっと、どうしてもこの議論は全体的なことをやらなきゃいけなくて、75項目あるんだけど全部できないし、そしてまたこの三つの資料がどういうふうに関連しているのかという物理的な感じになっちゃうのでという、まさにそういうところで泉田委員は言われたと思いますが、まさにPDCAサイクルと前回もいろいろ言われておったと思いますが、これはちょっと我々の中でも見える化するような形で議論ができるといいですよ、ということなんだろうと思うんですよ。

次回8月の終わりですよ。8月の終わりのときにおいては、もう中間報告みたいになっちゃうんですよ。だからその資料を多分事務局でつくるとしますので、今、泉田委員が言ったような形のPDCAの中で、こういうものが出てきたということを事前にお示ししていただくことが議論が進むことになるんじゃないかなと思いましたので、ちょっとそれをお願いしたいと思いますが、大変な宿題かもしれないと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

泉田委員、ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。

城處委員：事業についてご説明いただき、ありがとうございました。

1-1-9の「短期入所の整備」、1-1-17、「日中一時支援事業」、1-1-27、「障害者・児の介護者支援の推進」は、いずれも事業として計画に入れてくださってとても助かるものなんですけれども、やはり医療的ケアの有無だったりとか、就学、未就学とかの年齢の制限だったりとかあると、結局事業としてあっても利用できないものが出てくるので、切れ目のない支援だったりとか障害特性によらない支援をお願いしたいと思います。

先ほど旧アカデミー向丘跡地の活用の話だったりとか、あとリアン文京さんの医療的ケア児の受入れについても、こちらの旧アカデミー向丘については、多分医療的ケアがあると利用できないですし、リアン文京さんのほうも先ほど未就学児しか利用できないということだったので、就学児だったりとか18歳以降の支援、医療的ケアの有無にかかわらずの支援をお願いしたいです。

障害福祉課長：ありがとうございます。

まさしく今回、新しい事業として追加した部分は、今の課題感であったり、あるいはニーズを踏まえて追加をしたところになっています。

日中一時支援事業は、今年度の区の重点施策として新たに始めて、区内の事業所のサービス提供時間終了後の時間帯に、ご家族等が就労等をしていらっしゃる障害当事者の方の活動できる場所を、新たに設置したところになりますし、先ほどお話ししました区立の放課後等デイサービスで、医療的ケアの必要なお子さんの受入れを始めたところも、今の課題感に基づく取組として進めているものになります。

すぐに全ての課題に対応できるわけではございませんが、そうした取組を区内の事業所の皆さんと共有する中で、少しずつでも区全体として、ニーズを踏まえた施策を進めていけるよう、区としても取り組んでいきたいと考えております。

城處委員：先日、学校で地域福祉懇談会というものを設定していただいて、障害福祉課の方と北特別支援学校に在籍している保護者とで懇談会を実施しています。

その中で、卒業後について医療的ケアがある人についても既存の施設を拡張というんですかね、する方向で利用できるように進めていくというふうなお話があったと思うんですけれども、そういったことはこの事業の中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。

障害福祉課長：個別具体的などころまでは、この計画事業の中には書いてはおりませんが、

日中活動系サービスの整備など、そうした中で具体的にニーズに応じて対応していく形になります。個々個別のところまでは細かく書いてはおりませんが、そうした大きな施策の中で進めていくものと認識しております。

高山部会長：よろしいですか。

行政がつくる、これは文京区だけじゃないんですけど、計画というのは、基本的にここに予算が絡んでくるんですね。ですからいろんなニーズはあるんだけど、それをここに全部落とし込んでいくことはなかなか限界があって、その事業と予算との関係性だとかがあって、そこでまた進捗状況で過去のものの流れもありますのでということですが、そういう懇談会みたいな声みたいなものが、少しでもこうやって反映できるような文言がちょっと出てくるといいかもしれませんねというのは思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、子どもの自立支援介護支援協議会でも切れ目のない支援というのは、もう絶対ですから、じゃあ、切れ目のない支援というのが、この事業を見たときにどういうふうに切れ目がないのかというのは見えるといいですよというような形のつくり込みだとかですね。

あと、もしかしたら僕はちょっと違うところ。ライフサイクルごとに、この事業はここにあるこの事業という、そういうのありましたよね。違いましたっけ、なかったでしたっけ。そういうのをつくってもいいかもしれませんね。ここに書いてある事業はたくさん、75ありますけれども、これが子どものところのここにあたりして、大人になると切れちゃうんじゃないくて、じゃあ、ここの切れ目のところは何なんだみたいなことが、見ることができるいいかもしれないという、そんな感じがちょっとしました。

だから事業は、いわゆる子どものときから高齢者までありますから、そのところの事業が、そういうライフスタイルの中にどういうものが組み込まれているのか、ここに書いてあるんだということで見られるといいかもしれないというふうに思いました。

ほかにはいかがでしょうか。

大井手委員。

大井手委員：明日を創る会の大井手ですけども。

文言の修正ということではないんですけども、グループホームを充実していただけるのはありがたいことで、向丘と大塚でまた増やしていただけるということなんですけど。入所施設は前回からもあれで増やせないという制限がかかっちゃっているわけですから、本当は入所施設に行きたい人を受け入れてくれるようなグループホームをという形で、ぜひその辺のところをここに書くというわけにはいかないと思うんですけども、内情では、ぜひ実施し

ていただきたいなと思って、重ねてお願いいたします。

障害福祉課長：ありがとうございます。

区の基本的な考え方としては、特に公有地を活用して整備するグループホームについては、できるだけ支援度の高い方が利用できるように整備したいという思いは持っております。

一方では、特にプロポーザルによって事業者を公募する場合は、一定そうした部分を区のほうの公募要件として設けることができますが、そうではなく、いわゆる民間事業者が自主的に整備するようなグループホームですと、そちらの事業者の考え次第というところもありますので、区が公有地の活用し事業者を公募するようなケースについては、大井手委員からお話があったような支援度の高い方が利用できるようなグループホームにしていきたいと考えております。

林委員：特別支援学級連絡協議会の林です。

23ページの番号で言うと4-2-7、「障害児相談支援」というところなんですけど、ちょっと気になったところが、一応国の方針として望まないセルフプランの解消という方向でということで、この文言が追加されたということなんですけど、その望まないセルフプランの解消に向けて障害児相談支援の利用希望の有無を把握しというのがあるんですが、その利用希望の有無を把握する対象というのは、毎年セルフプランで利用を続けている既存のセルフプランの利用者も調査の対象になるのかというのが少し気になっていて。

というのも、望まないセルフプランというと、最初に通所の受給者証を取るときに事業所が足りなくてセルフプランを選ばざるを得なかった人というような感じがするんですけど、実際のところというのは、セルフプランを選ぶ時期というのは、結構子どもが小さいときに受給者証を取る人は結構多いと思うので、つまり2歳、3歳だったりとか、すごく小さいときに取り始めて、そこから毎年更新されてということが多いと思うので、私自身もそうなんですけど。

それぐらい子どもが小さいときに、相談事業所を介させないセルフプランを選ぶということがどういうことを意味するのかというのが、正直よく理解しないままセルフプランを選んでいるという経験があって、そのときというのはやっぱりいろんな困り事があって、できるだけ早く療育につながりたいという思いがやっぱり一番強いので、そこでスタートし始めると、年々更新されていくタイミングでも、やっぱり事業所を使いたいというふうに方向転換する機会というのはなかなかないのかなというのが実感としてあるので。

なので、せっかく障害者相談支援事業希望の有無を把握するという調査をするのであれば、

既にもう既存でセルフプランを使っている人に対しても、そういった意向確認というのがあるといいんじゃないかなというふうに思いました。

あと、そこに少し関連してなんですけど、そのセルフプランの利用者の支援になるんですかね。ちょうど去年、あと今年も来たんですけど、セルフプランを選んでいて、かつ二つ以上の通所事業所を利用している人という案内だったんですけど、相談支援を使っていないので、今通っている通所の事業所の放デイさんの中からコア事業所というのを選んで、それで横の切れ目を多分ちょっとカバーしようというような動きの制度だと思うんですけど、そういう案内が受給者証の更新の書類と一緒に送られてきてまして、そういうのであれば私も使いたいなと思って通っている事業所さんに連絡をしてみて、こういうのがあってこれを使いたいんですけどというふうに言ってみたんですが、1か所はほっこりさんで、もう1か所は民間の通所の事業所さんなんですけど、やっぱりどちらもちょっとうちはやっていないのでということでは言われてしまいました。

実際にちょっと利用につながらなかったということがありまして、やっぱりほかの周りのお母さんに聞いても、そういう方というのが何人かいらっちゃって、なので、実際にこの制度をつくっていただいたこと自体はすごくありがたいなと思うんですけども、実際にこれがどれぐらい機能しているのかというのと、事業所で負担感とかもあると思うんですけど、受けづらい理由があるのであれば、その辺りも含めてちょっと考えていく必要があるのかなというふうに思います。

高山部会長：ありがとうございます。

これは、実は自立支援協議会の中にこども支援専門部会というのがありまして、その部会長は向井委員ですね。このことはずっと議論していますよね。ここでどうですか。現場からの。

向井委員：そうですね。まず、制度を知らない事業所も多いのかなというのがまず一つあるかなと思います。まず、そのセルフプランの方たちで幾つか事業所を使っている場合、コア事業所を指定することで、コア事業所を中心にして連携を取りなさいねということが、制度でできるんですよ。

カリタスも1事例そういう方もいらっしゃるんですけど、実際、なかなか言われることは少ないんですけど、やっぱり言われたときにそれだけ準備できる支援体制というか、専門性というか、やっぱり必要なかなと思うんですけど、現状まだひょっとしたらそこまで整っていないのかなという印象を持ちます。放課後デイの質の問題かなと思うんですけど、何か

そこをやっぱり整理、整備していくということが大事なのかなと。

要は言い換えると、放課後デイサービスの役割として、お子さんを預かるだけではなくて、やっぱり連携の核になるというか、そのためのやっぱりアセスメントを行うとか、それをやっぱり垣根を越えて伝えていくという専門性が、やっぱり必要なんじゃないかという意識をやっぱり高めていくことはすごく大事なのかなと。

今、高山先生がおっしゃったように、そういう機運を自立支援協議会だけではなくて、区全体として共有していくことが大事なのかなというふうには感じています。

本当にまだまだ整備が足りなくて、今お話をお聞きしながら力不足だなと思っているところがあるんですけど、やっぱり、こども部会としても考えなきゃいけないテーマだなと思いました。ありがとうございます。

障害福祉課長：コア事業所については、向井委員からお話いただきましたので、前段の望まないセルフプランについてお答えさせていただきます。

昨年度の途中からセルフプランを利用している方のサービスの更新時期、基本は皆さん大体誕生月に1年に1回更新されていらっしゃると思いますが、そのときにセルフプランの様式の右下部分に簡単にチェックがつけられるようなアンケートをご用意しておりまして、それで把握させていただいている形になっております。

したがって、まだ1年間のサイクルが終わっていないと思っておりますので、セルフプランの中で保護者の皆様からのご意向を踏まえた上で、次期計画期間中に区としてどういうことができるのか考えていきたいと思っております。また、この4月から区の委託事業で、18歳以上の方、18歳未満の方の委託の相談支援事業所を1か所新設しておりますし、民間の相談支援事業所もこの4月から2か所増えていますので、そうしたところをご希望の方はご利用いただけたらと思っておりますので、ご参考にしていただければと思います。

高山部会長：これはやっぱり本質的な議論しなきゃいけないのは、このサービスの利用計画、子どももそうですけれども、それを立てないといわゆる受給者証という、お金が出てこないわけですよね。親御さんたちは、例えば向井さんのところの放デイを選んで、そして、それを選ぶためにこれをやるというときに、相談支援事業所によっていろいろアセスメントしていくの面倒じゃないですか。だからセルフプランでやっちゃうという、これが現実なんですよ。そうですね。結局だから、そこに早く入りたいがためにやっちゃっているんですよ。ここが問題なんだと思いますよ。

それだけきちんとアセスメントをして、ご本人、それから親御さん、あるいは相談支援事

業所がきちんとサービス計画を立てて、それで他の放デイに行ったときに、そのモニタリングをちゃんとしていきながら、そしてそれまた大人のところにつなげていくみたいなことがずっと続くはずなんだけど、どこが悪いのかはあれですけど、このやり方が、要するにここに入りたいがために早く受給者証をもらいたいということをやっているのが日本全国ですね。これが大人になっていくところでぶちぎれになっちゃうという。だからこのことは本質的に考えなきゃいけないというのはそのとおりで。

だから、望まないセルフプランという言い方が合っているかどうか分からないですよ。あえてセルフプランを選んでいるというところの現実があって、だから、それはもしかするとご本人にとっていいかどうかは分からないという議論をしているんですね。

ここはやっぱり出てきましたので、ここをきちんと。ここでやるかどうかは別としても、ちょっと持って帰っていただくといいかもしれませんねありがとうございます。

よろしいですか。

山崎委員：リアン文京の山崎です。2点、すみません、ご質問とご意見というところでお願いいたします。

まず、3ページの1-1-20のところなんですけれども、福祉タクシーと自動車燃料費助成というところで、これまでは福祉タクシーだったというところなんです、自動車燃料費助成をあえてつけた理由はどうしてかなと。

実はリアンの入所の方もタクシー券を申請されて、先ほど先生からちょっとあったんですが、移動支援の代わりに、土日に出外に行くときに、タクシー券を使って行っているという現状があります。それに合わせて、ご家族が入所の方の利用者さんの面会に来られてどこか行かれる場合には自動車の燃料費の助成が必要、どちらか選ぶ形になっていたんですが、これはあえて表記した理由というのと。

あとご意見としては、かなり施設から外出をしたりとか、送迎についての車両の問題だったりとか、職員が運転できる、できないであったりとか、費用がかかったりとか、送迎問題が結構ありまして、どこの区内の事業所さんも同じ状況だと思うんですが、将来的に共同運行という形の何か、移動の手段として一つあればいいのかなというふうに思っております。

あともう1点が、10ページの2-1-2なんです、今ちょっとお話にも挙がってございましたけれども、相談支援の計画相談のところ、事業内容のところ、福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指しますと書いてあるんですが、これは具体的にどういった体制なのかなというところなんです

が、今、入所の施設のほうでも入所の希望者、待機の方の管理というところを、今、改めてルール決めをしているんですが、やはり入所の希望がある、ただ、相談支援を使っていないという方もいらっしゃるしまして、そうすると、そこからまた相談支援とこちらからご紹介というか、まずは相談支援事業所へ相談してくださいというところから入るのと。

あと、今後やはり入所施設も地域移行の意思決定の中の一つの選択肢に入ってくると思うんですが、やはり相談支援の方が入ってこそ意思決定の選択の幅も広がったりとか、いろいろな情報が入ってくるので使っていただきたいのと、やはり後見人というところの課題で、入所するときには後見人をつけていただきたいと思っています。

なぜならば、ご本人がやはり困ってしまう状況がいずれ親亡き後というところで出てくるので、そこでやはり相談支援の方と施設と連携して後見人の特信性にもつなげていくというところで、ぜひ計画相談はセルフではなくてというふうに私のほうで思っているので、この質問をいたしました。

以上です。

高山部会長：ありがとうございます。

障害福祉課長：ありがとうございます。

まず、1点目のタクシー券と自動車燃料費補助は、今まで、事業名としてはタクシー券しか書かれておらず、先ほど山崎委員がおっしゃられましたように、制度としてはタクシー券か自動車燃料費補助からの二者択一できるようになっていますが、そこを分かりやすく表記をさせていただくという趣旨で入れたものになります。

それ以上、政策的な意図があつてというものではなく、自動車燃料費補助も制度としてありますということをお示しするために入れたものになっております。

2点目のご意見としていただきました外出支援や送迎の問題は、やはり、いずれの事業者もなかなかドライバーの確保の問題や、燃料費の高騰など、区も燃料費は物価高騰対策で補助させていただいてはおりますが、送迎が難しいというお話も伺っています。ご提案いただいた共同運行になりますと調整など、それぞれの事業者のご意見なども集約しなくてはいけないのかなと思いますが、ご意見の一つとして受け止めをさせていただければと思います。

最後の計画相談の拡充の取組としましては、先ほどお話ししました今年度、区の委託の相談支援事務所が1か所、民間の相談支援事業所が2か所増えましたので、この4月に3か所増えています。

区の主体的な取組としては、やはり、委託事業としての事業所を増やすということになり

ますが、そこだけだと難しい状況になりますので、基本的に、区の地域の相談支援体制の状況や地域の相談支援に対するニーズなど、必要性を事業者にお伝えして、新たに相談支援事業所を開設していただきたいということが区の考えになりますので、そうした中で民間事業所も増やしていければと考えております。

高山部会長：よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

大井手委員：明日を創る会の大井手ですけども。

ここの中であまり出てこないんですけども、親御さんの気持ちという問題がありまして、障害の子どもを持たれた親御さんというのは、必ずいろんなところでいろんな思いをしている。そういう方々の心のケアというものを、ここに盛り込むような話ではないかもしれないんですけども。

例えば、私どもの会は親御さん同士のそういう話合いの場というようなものを提供できるので、以前は、支援学校とかにこういう会がありますよという連絡のチラシを入れることを許してもらっていたんですけども、昨今、それが禁止されまして、そういうのは駄目だということになっています。

私も経験あるんですけども、やっぱり障害を持たれた親御さんというのは、非常にいろんなところで気を使われています。やっぱり同じ思いをしてきた先輩に当たる親御さんの声を聞くと、そういうときにそういうことがあるんだとか、いろいろ参考になる話が聞けるわけですね。アドバイスもいただける。

そういうこともあるので、こういう会が二つ、三つ、区の中にありますので、そういうところがあって、そういう相談もできるよということを宣伝と言うのも変なんですけれど、知らしめるだけでもちょっとやらせていただけるとありがたいなと。そういうことをちょっと考えていただければと思います。

高山部会長：そういうものを、ぜひ自立支援協議会でやったらどうですかと思いますね。相談支援部会もありますし、こども支援部会もありますからね。ぜひ、そういうことで。ちゃんと書いてありますものね。そうですね。ですから、ぜひそこら辺の当事者の方、会合の何かできるといいですね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

ちょうど4時になりましたのでということになりますが、ちょっと次回に向けて、次回は

中間報告になりますけれども、次回に向けて何か課長からあります。

障害福祉課長：様々なご意見くださいます、ありがとうございます。

次回に向けては、泉田委員からのご意見を受けて高山会長からご提案いただいたところになりますので、どのような資料ができるかは分かりませんが、何かしら大きな部分でのPDCAサイクルの見える化の資料を追加できればと考えております。

今後の日程的なところも併せてご説明してもよろしいでしょうか。

それでは、次回の第3回の障害者部会につきましては、8月28日の金曜日に予定しております。

前回、第1回と本日の第2回の部会でいただいたご意見等を踏まえて、中間のまとめを作成し、計画の素案としてお示しする予定になっております。

本日ご説明しました計画事業につきましても、事業量を盛り込んだ形でお示しとなっております。

その次に、10月に開催を予定しております第4回障害者部会におきましても、引き続き中間のまとめの検討を行っていく予定となっております。

ご説明については以上となります。

高山部会長：それでは、以上で議題は終了となりますので、これで第2回障害者部会を閉会させていただきます。今日はどうもありがとうございました。

以上